平成２９年（フ）第６５号
新潟県三条市井栗１丁目27番１号
債務者　長沢　尚子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第４７２号
静岡県伊東市湯田町６番５号　カラーレジデンス１号
債務者　榊原　教子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２６号
京都市南区上鳥羽高畠町89番地　サウスビン303号室
債務者　㟢澤　輝敏（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２８号
京都市伏見区羽束師志水町123番地ハートフォードＭ　103号室、住民票上の住所京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地14―505
債務者　倉田　　潤
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２０号
京都市伏見区淀下津町147番地24　メゾン大淀　206
債務者　有澤　友治
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３４号
京都市伏見区桃山町弾正島15番地54　双葉荘202号
債務者　森下　泰介
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
京都府福知山市字正明寺1828番地
債務者　山下　美結
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
岡山県津山市上横野4208番地６
債務者　髙山　正林
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１２５号
北海道登別市新生町５丁目10番地５、前住所北海道白老郡白老町字萩野283番地53
債務者　石本　貴久
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
北海道帯広市西16条南４丁目９番13号　コーポトノウチ３号室
債務者　澤田　耕作（旧姓奈良坂・荒井）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
盛岡市東新庄２丁目13番９号
債務者　吉田　良子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８２号
盛岡市手代森９地割70番地１、住民票上の住所盛岡市湯沢西２丁目８番３号
債務者　川﨑　敬次
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０６号
盛岡市東黒石野１丁目17番１号　ともくらの風１号館207号
債務者　大上　　清
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７０号
群馬県館林市富士見町13番13号　コンフォール富士見Ａ―102
債務者　木村　亮介
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７８号
新潟県十日町市苧島1021番地　石田恵美子方、前住所新潟県南魚沼市一村尾803番地７
債務者　小幡　智絵
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４６２号
愛知県碧南市向陽町１丁目15番地　ロイヤルヒルズ向陽Ａ101号、前住所愛知県碧南市向陽町４丁目26番地
債務者　奥谷　　礼
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９２２号
大阪市西成区長橋１丁目９番２―602号
債務者　西山　雅男
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部